

◎佐賀県条例第29号

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものを除く。）を除く。
<u>(2)～(5)</u> 略 (利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を <u>当該実施機関内において</u> 利用し、又は <u>当該実施機関以外のものに</u> 提供してはならない。ただし、次の各号のい	<u>(2)～(6)</u> 略 (利用及び提供の制限) 第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は提供してはならない。

改正前	改正後
<p><u>すれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</u></p> <p>(2) <u>法令等に定めがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>出版、報道等により公にされているとき。</u></p> <p>(4) <u>個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>専ら統計の作成又は学術研究の目的のために、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供する場合で、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</u></p> <p>(6) <u>当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、これらの実施機関の事務の執行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</u></p> <p>(7) <u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人若しくは佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することに相当な理由があるとき。</u></p> <p>(8) <u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外の者に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があるとき。</u></p> <p>(9) <u>前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。</u></p>	

改正前	改正後
	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は提供することができる。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供する場合で、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、これらの実施機関の事務の執行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人若しくは佐賀県土地開発公社等以外の土地開発公社等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することに相当な理由があるとき。</p> <p>(8) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外の者に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があるとき。</p>

改正前	改正後
2 略	(9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、 公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。 3 略
(開示請求権)	第8条の2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を利用してはならない。
第13条 略	2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。 3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。 (開示請求権)
2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。	2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。以下同じ。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。 (法令等による開示の実施との調整)
(法令等による開示の実施との調整)	第21条の2 この節の規定は、法令等（佐賀県情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が第19条第2項に規定する開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法による個人情報の開示については、適用しない。
第21条の2 この節の規定は、法令等（佐賀県情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が第19条第2項に規定する開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法による個人情報（特定個人情報を除く。）の開示については、適用しない。	2 略 (利用停止請求権)
(利用停止請求権)	

改正前	改正後
<p>第25条 何人も、自己の個人情報の取扱いが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第7条第2項及び第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき、<u>又は</u>第10条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項又は第9条の規定に違反して提供されているとき　当該個人情報の提供の停止</p> <p>2・3 略</p>	<p>第25条 何人も、自己の個人情報の取扱いが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第7条第2項及び第3項の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項<u>及び第2項</u><u>若しくは</u>第8条の2第1項<u>及び第2項</u>の規定に違反して利用されているとき、第10条第3項の規定に違反して保有されているとき、<u>番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u>　当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第8条第1項<u>及び第2項</u>、第8条の2第3項又は第9条の規定に違反して提供されているとき　当該個人情報の提供の停止</p> <p>2・3 略</p>

第2条 佐賀県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報提供等記録　番号法第23条第1項及び第2項に規定す</p>

改正前	改正後
<p>(3)～(6) 略</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。</p> <p>3 略 (事案の移送)</p> <p>第17条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 略 (個人情報の提供先への通知)</p> <p>第24条の4 実施機関は、訂正の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>	<p>る記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>を利用利用することができる。</p> <p>3 略 (事案の移送)</p> <p>第17条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報<u>(情報提供等記録を除く。第24条の3及び第25条において同じ。)</u>が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 略 (個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第24条の4 実施機関は、訂正の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先<u>(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))</u>に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第2条及び第8条の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定（第8条の2第3項に係る部分に限る。）並びに附則第3項の規定 平成27年10月5日
 - (2) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
- (経過措置)
2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐賀県個人情報保護条例第25条第1項の規定によりされている利用停止の請求については、この条例による改正後の佐賀県個人情報保護条例第25条第1項の規定による利用停止の請求とみなす。
(佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)
- 3 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第2条 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第6条第2項第3号、第7条第2項第3号及び第3項第8号、<u>第8条第1項第9号</u>並びに第9条第2項第3号の規定により、実施機関に意見を述べること。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第6条第2項第3号、第7条第2項第3号及び第3項第8号、<u>第8条第2項第9号</u>並びに第9条第2項第3号の規定により、実施機関に意見を述べること。</p> <p>(3)～(5) 略</p>